

～ ご不幸にともなう手続きについて～

突然のご不幸に対しまして心よりお悔やみ申し上げます。

亡くなられた方およびご家族の方につきまして、次の手続きが必要になる場合がありますので、ご自身で該当するものを確認の上、担当窓口にて手続き・お問い合わせ等してください。必要な手続きを行いませんと、手当や医療費助成等が受給できない場合がありますのでご注意ください。

なお、手続きによっては、ご本人確認が必要な場合があります。

受付時間 平日 8:30～17:00（木曜日のみ 20:00 まで。ただし、 印の窓口を除きます。）

項 目	担当窓口	備 考
住民票の異動 世帯主の変更	1階 番 市民課	亡くなられた方についての手続きは必要ありません。 亡くなられた方が世帯主で、同じ世帯にほかに2名以上世帯員がいる場合には世帯主変更届が必要です。 国民健康保険証をお持ちの方は世帯主の変更がありますのでお持ちください。
印鑑登録 おうめ市民カード 住民基本台帳カード	1階 / 番 市民課	印鑑登録証（おうめ市民カード）・住民基本台帳カードをお返しくください。
青梅市国民健康保険に 加入していた方	1階 番 保険年金課	保険証や各種認定証をお持ちの方はお返しくください。 喪主の方に対して、葬祭費の一部を支給する制度があります。保険証・認印・葬儀の領収書または会葬礼状・喪主の方の振込先口座がわかるもの が必要です。
年金に加入していた方 年金を受給していた方	1階 番 保険年金課	年金事務所・各共済組合等での手続きが必要です。 詳しくは担当窓口にお問い合わせください。
後期高齢者医療制度に 加入していた方	1階 番 保険年金課	保険証や各種認定証をお持ちの方はお返しくください。 喪主の方に対して、葬祭費の一部を支給する制度があります。保険証・認印・葬儀の領収書または会葬礼状・喪主の方の振込先口座がわかるもの が必要です。
社会保険等に参加して いた方	ご加入していた健康保険組合等にお問い合わせください。	
介護保険証をお持ちの 方	1階 番 高齢介護課	介護保険証、負担限度額認定証（交付を受けている場合）をお返しくください。 介護保険料の精算手続き等が必要な場合があります。
障害者手帳 心身障害者福祉手当 特別障害者手当等 重度心身障害者手当	1階 番 障がい者福祉課	手帳をお返しくください。 亡くなられた方が障害に関する手当を受給していた場合は手続きが必要です。
特別児童扶養手当		亡くなられた方が手当を受給していた場合、ご不幸にしてお子さんが亡くなられた場合に手続きが必要です。 手当証書をお持ちください。
心身障害者医療費助成 難病医療費助成 自立支援医療 障害福祉サービス 地域生活支援事業		受給者証をお返しくください。
子ども手当 児童扶養手当 児童育成手当	1階 番 子育て推進課	亡くなられた方がお子さんを扶養していた場合、ご不幸にしてお子さんが亡くなられた場合に手続きが必要です。 担当窓口にお問い合わせください。
乳幼児医療費助成 義務教育就学児医療費助成 ひとり親家庭等医療費助成		亡くなられた方がお子さんを扶養していた場合、ご不幸にしてお子さんが亡くなられた場合に手続きが必要です。 医療証をお持ちの方はお持ちください。

（裏面に続きます）

項目	担当窓口	備考
保育園・学童保育所をご利用の方	1階 番 子育て推進課	世帯員変更届の提出が必要です。
各種税金の納付	1階 番 収納課	亡くなられた方に課税されていた各種税金の納付についてはお問い合わせください。
バイク(125cc以下)・軽自動車等をお持ちの方	1階 番 市民税課	亡くなられた方所有のバイク(125cc以下)や軽自動車等について、名義変更や登録抹消手続きが必要です。
市・都民税		亡くなられた方の昨年の収入にかかる市・都民税について、納税していただく方を定める手続きが必要です。
固定資産税	1階 番 資産税課	亡くなられた方所有の土地や家屋について、納税していただく方を定める手続きが必要です。
就学援助費 特別支援就学奨励費 奨学金	3階 307番 教育委員会 総務課	担当窓口にお問い合わせください。
青梅市墓地公園を使用する方	3階 303番 環境政策課	ご納骨の際に埋火葬許可証が必要となりますので、大切に保管してください。その他の手続きについては担当窓口にお問い合わせください。
青梅市墓地公園以外の墓地・霊園・納骨堂	ご納骨の際に埋火葬許可証が必要となりますので、大切に保管してください。詳しくは直接ご納骨先の墓地・霊園・納骨堂にお問い合わせください。	
相続による農地取得	3階 306番 農業委員会	相続により農地を取得した場合には手続きが必要です。
市営住宅にお住まいの方	5階 505番 住宅課	世帯員変更の手続きが必要です。担当窓口にお問い合わせください。
大気汚染医療費助成	健康センター 健康課	受給者証をお返してください。
水道の手続き	亡くなられた方が水道の契約者であった場合、手続きが必要です。詳しくは多摩お客さまセンター(0570-091-100または042-548-5100)にお問い合わせください。	
金融機関口座の解約	詳しくは各金融機関にお問い合わせください。	
不動産の相続登記	亡くなられた方所有の不動産について相続登記の手続きが必要です。詳しくは東京法務局西多摩支局1階 登記相談窓口(042-551-0360 福生市南田園 3-61-3)にお問い合わせください。	